

平成29年5月

# さつま町議会臨時会会議録

平成29年5月1日 開会

さつま町議会

平成29年5月さつま町議会臨時会審議結果

平成29年5月1日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
選挙 1	議長の選挙	H29.05.01	H29.05.01	当選決定	—
2	副議長の選挙	〃	〃	当選決定	—
	常任委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会運営委員会委員の選任	〃	〃	決 定	—
	議会広報特別委員会の設置及び委員 の選任	〃	〃	決 定	—
議案 35	専決処分の承認を求めることにつ いて（さつま町税条例の一部改正につ いて）	〃	〃	承 認	—
36	専決処分の承認を求めることにつ いて（さつま町国民健康保険税条例の 一部改正について）	〃	〃	承 認	—
37	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
38	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同 意	—
39	さつま町教育長の任命について	〃	〃	同 意	—
40	さつま町教育委員会委員の任命につ いて	〃	〃	同 意	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査について	〃	〃	決 定	—

平成29年5月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成29年5月1日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光輝 議員

欠席議員（なし）

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 福田 澄 孝 君 局長補佐兼議事係長 半 崎 幹 男 君  
議事係 主査 神 園 大 士 君

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	東 修 一 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企 画 財 政 課 長	押 川 吉 伸 君	税 務 課 長	丸 田 忠 君
町 民 環 境 課 長	三 腰 善 行 君	福 祉 課 長	鍛 冶 屋 勇 二 君
介 護 保 険 課 長	岩 元 義 治 君	健 康 増 進 課 長	四 位 良 和 君
農 政 課 長	上 野 俊 市 君	商 工 観 光 課 長	羽 有 郁 夫 君
建 設 課 長	小 永 田 浩 君	監 査 事 務 局 長	櫛 山 扶 美 子 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
学 校 教 育 課 長	塩 入 孝 博 君	社 会 教 育 課 長	中 窪 啓 二 君

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第1号 議長の選挙

(第1号の追加1)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 9 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号)  
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第10 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号)  
(さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第11 議案第37号 さつま町監査委員の選任について
- 第12 議案第38号 さつま町監査委員の選任について
- 第13 議案第39号 さつま町教育長の任命について
- 第14 議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続調査について

○議会事務局長（福田 澄孝君）

皆さん、おはようございます。事務局長の福田澄孝です。

恐れ入りますが、皆さん御起立をお願いいたします。一同礼。御着席ください。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の米丸文武議員を御紹介いたします。

米丸文武議員、議長席にお着き願います。よろしく願います。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいま紹介いただきました米丸文武でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく願います。

---

△開 会 午前9時30分

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいまから、平成29年5月さつま町議会臨時会を開会します。

---

△開 議

○臨時議長（米丸 文武議員）

これから、本日の会議を開きます。

---

△日程第1「仮議席の指定」

○臨時議長（米丸 文武議員）

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。ここで、しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前 9時32分

---

〔全員協議会が開催され、議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

---

再開 午前 9時56分

---

○臨時議長（米丸 文武議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第2「選挙第1号 議長の選挙」

○臨時議長（米丸 文武議員）

日程第2「選挙第1号 議長の選挙」を行います。選挙は、投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。立会人に1番、上圀一行議員及び2番、上久保澄雄議員を指名し

ます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔議員順次投票〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。1番、上圀一行議員及び2番、上久保澄雄議員の開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、米丸文武議員1票、平八重光輝議員7票、宮之脇尚美議員4票、川口憲男議員2票、柏木幸平議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、平八重光輝議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

ただいま、議長に当選されました平八重光輝議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選議員のあいさつをお願いします。

〔平八重 光輝議員 登壇〕

○議長（平八重 光輝議員）

ただいま議長に選んでいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどのあいさつでも申し上げましたように、今回は無投票ということで、逆に町民の皆さんに非常に議会が注目されているものと思っております。これから皆さんと力を合わせてさつま町議会をより一層活発な議会になるよう頑張る所存でございます。皆様の御協力をお願いいたします。

して簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔平八重 光輝議員 降壇〕

○臨時議長（米丸 文武議員）

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

平八重光輝議長、議長席にお着き願います。

しばらく休憩します

---

休憩 午前10時 8分

---

〔新議長着席〕

〔追加議事日程配付〕

---

再開 午前10時12分

---

○議長（平八重 光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日のこれからの日程は、お手元にお配りしました追加議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議席の指定」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

---

△日程第2「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、三浦広幸議員及び7番、舟倉武則議員を指名します。

---

△日程第3「会期の決定」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第3「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時13分

---

〔全員協議会が開催され、副議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

---

再開 午前10時21分

○議長（平八重 光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平八重 光輝議員）

ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、朝倉満男議員及び10番、岸良光廣議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○議長（平八重 光輝議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（平八重 光輝議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○議長（平八重 光輝議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。9番、朝倉満男議員と10番、岸良光廣議員の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（平八重 光輝議員）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票でございます。有効投票のうち、新改秀作議員9票、岩元涼一議員3票、新改幸一議員4票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、新改秀作議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（平八重 光輝議員）

ただいま副議長に当選されました新改秀作議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。新改秀作議員あいさつをお願いいたします。

[新改 秀作議員 登壇]

○新改 秀作議員

皆さん、ありがとうございます。

議長を補佐して、議長の表明にもありましたけれども、議会の活性化、これが一番でございますので、それも図って、町民福祉の向上に全力で取り組みたいと思います。ひとつ皆さん御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

[新改 秀作議員 降壇]

---

△日程第5「議席の一部変更」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第5「議席の一部変更」を行います。

今回の議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

申し合わせに基づき、議長の議席を16番に、副議長の議席を15番とします。

したがって、16番、新改幸一議員の議席を11番に、15番、柏木幸平議員の議席を4番に、4番、新改秀作議員の議席を15番に、私の議席を16番にそれぞれ変更いたします。

変更された議席に、お着き願います。

[変更後の議席へ移動着席]

○議長（平八重 光輝議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は概ね10時45分といたします。

---

休憩 午前10時37分

---

[全員協議会が開催され、議会推薦の監査委員の決定者取り扱いについて、当初の予定では日程第8のあとの全員協議会で決定することとしていたが議案作成時間を考慮し、日程第5のあとに推薦者を決定することとした。これにより、全員協議会を続開し、監査委員の選出が行われる]

---

再開 午前10時54分

---

○議長（平八重 光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第6「常任委員会委員の選任」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第6「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件については、申し合わせにより議員各位から希望をとり、これに基づいて定数との調整を行いましたので、指名したいと思います。

ここでお諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務厚生常任委員会委員に上圀一行議員、三浦広幸議員、新改秀作議員、舟倉武則議員、岸良光廣議員、宮之脇尚美議員及び森山大議員、以上の7名です。

文教経済常任委員会委員に上久保澄雄議員、米丸文武議員、田野光彦議員、岩元涼一議員、朝倉満男議員、川口憲男議員、柏木幸平議員及び新改幸一議員、以上の8名です。

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（平八重 光輝議員）**

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから各常任委員会を招集します。各常任委員会の場所を次のとおり定めます。

総務厚生常任委員会は第1委員会室、文教経済常任委員会は第2委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時58分

---

〔各常任委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

---

再開 午前11時24分

---

**○議長（平八重 光輝議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生常任委員会委員長に宮之脇尚美議員、総務厚生常任委員会副委員長に上圀一行議員、文教経済常任委員会委員長に上久保澄雄議員、文教経済常任委員会副委員長に米丸文武議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

---

**△日程第7「議会運営委員会委員の選任」**

**○議長（平八重 光輝議員）**

日程第7「議会運営委員会委員の選任」を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項に基づいて、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会運営委員会委員に新改秀作議員、宮之脇尚美議員、岸良光廣議員、上久保澄雄議員及び岩元涼一議員、以上の5名をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会運営委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時26分

---

〔議会運営委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

---

再開 午前11時35分

---

○議長（平八重 光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員会委員長に岩元涼一議員、議会運営委員会副委員長に岸良光廣議員、以上のとおりでありますので、お知らせいたします。

---

△日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会広報紙「さつま町議会だより」の編集発行のため、4名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって4名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会広報特別委員会委員に上圀一行議員、三浦広幸議員、米丸文武議員、田野光彦議員、以上の4名をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会広報特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会広報特別委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定め、しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時38分

---

[議会広報特別委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる]

---

再開 午前11時56分

---

○議長（平八重 光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会広報特別委員会委員長に米丸文武議員、議会広報特別委員会副委員長に田野光彦議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

しばらく休憩します。再開は概ね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時17分

---

○議長（平八重 光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第9「議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」、日程第10「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第9「議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」及び日程第10「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」以上の議案2件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

皆様こんにちは。改選後初めての議会でございますので、提案理由を申し上げる前に一言ごあいさつを申しのべさせていただきます。

去る4月16日に執行されました任期満了に伴う町長選挙におきまして、町民の皆様から3回目の当選という大変身に余る御審判をいただき、引き続き町政のかじ取りを任されることになりました。まことに光栄に存じますとともに、私に課せられました責務の重大さに改めてひしひしと痛感をいたしておりまして、初心に帰って誠心努力をして参ります。

皆様方におかれましても、当選の栄によくされましたこと、誠におめでとうございます。是非々々でよろしくお願いを申し上げます。

さて、平成29年度は、さつま町が誕生してから12支を一巡いたしまして、新たに酉年を迎えました。この間、平成18年度豪雨災害からの復旧復興、新庁舎の建設、合併10周年の記念事業など大きな節目を経験しながら、議会の皆様を初め、町民、地域、各関係機関などが一体となってまちづくりを進めてきたところでございます。しかしながら、御案内のように国内外を取り巻く近年の情勢は、アメリカやイギリスなどの反グローバル化の流れから来る政治経済政策の転換を初め、東南アジアでの不穏な政界情勢、一方では新たな技術革新による産業発展の見通し、国内的には、人口減少や高齢化に伴います各分野への影響など、今後、本町が未来に向かい発展していくために、いろいろと乗り越えて行かなければならない多くの課題が山積をいたしております。

そのために町民の思いを結集して策定をいたしました「第2次さつま町総合振興計画」や地方創生の具体的な事業をまとめました「さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦力」の実効ある取り組みをオールさつままで進めて、皆が夢と希望の持てる元気なさつま町をさらに進化をすることを目指して、全身全霊を傾けて参りたいと決意を新たにいたしておりますので、議員各位におかれましては、議長を初めとして、町政運営に一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由を御説明申し上げます。

まず「議案第35号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは地方税法等の一部を改正することに伴いまして、さつま町税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたものであります。

次に、「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これにつきましても地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたものであります。

以上議案2件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し、議会の承認を求めます。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○税務課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」の内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○税務課長（丸田 忠君）

続きまして、「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」の内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重 光輝議員）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第35号及び議案第36号の議案2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号及び議案第36号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第35号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮之脇 尚美議員

議案第35号の今回、特例措置が常設をされたということですが、これまで、固定資産税の方は、災害が発生した場合にはそれぞれの災害の被災程度に応じて減額措置があったと思うんですけども、そこら辺との整合性というのはどのようになるのか。説明をお願いします。

○税務課長（丸田 忠君）

災害が起こった時の軽減の関係でございますが、現在、税条例の関係の規定の中にも減免の関係の規定はしてあるわけですが、固定資産税の減免につきましては、現在のところでは、貧困による関係で公費の扶助を受ける固定資産ですとか、あと、公益のために直接有する固定資産、それと町全部又は一部に渡る災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産について、あと、その他特別な事情がある場合について減免措置を設けているところでございます。

これに追加した形で、今回の改正が行われたところでございます。以上でございます。

○宮之脇 尚美議員

これまでも減免措置があったわけですが、結局その今回は4年間を経過する年の3月31日までというようなふうになっているようでございますけれども、家屋等が被災をされて、いわゆる復旧してもこの減額措置は継続されると、この特例措置によって継続されるという理解でよろしいのか。

○税務課長（丸田 忠君）

そのとおりでございます。

○議長（平八重 光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

なければ、本案の審議を、一応中止しておきます。

次は、議案第36号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

なければ、本案の審議も、一応中止しておきます。

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第35号及び議案第36号の議案2件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第35号及び議案第36号の議案2件について、一括して討論を行います。

ただいまの議案2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号及び議案第36号の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」及び「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」の議案2件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」及び「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」の議案2件は、いずれも承認されました。

---

△日程第11「議案第37号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（平八重 光輝議員）

次は、日程第11「議案第37号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、森山大議員の退場を求めます。

〔森山 大議員 退場〕

○議長（平八重 光輝議員）

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第37号 さつま町監査委員の選任について」であります。さつま町監査委員のうち議員の中から選任する監査委員として、森山大氏を選任するものでありまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第37号 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重 光輝議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第37号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第37号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

森山大議員の入場を許します。

〔森山 大議員 入場〕

---

#### △日程第12「議案第38号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（平八重 光輝議員）

次は、日程第12「議案第38号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第38号 さつま町監査委員の選任について」であります。さつま町監査委員のうち識見を有する者のうちから選任した監査委員の新屋敷浩氏が平成29年5月31日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任しようとするため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第38号 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重 光輝議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第38号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第38号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

---

△日程第13「議案第39号 さつま町教育長の任命について」

○議長（平八重 光輝議員）

次は、日程第13「議案第39号 さつま町教育長の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第39号 さつま町教育長の任命について」であります。

さつま町教育長であります東修一氏が平成29年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、新たに原園修二氏を教育長に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現在の教育長であります東修一氏は、2期8年、教育委員会における本町の教育長として、豊富な見識及び県での教育行政の経験を基に、本町の教育振興に多大なる御尽力をいただいたところでございますが、今回、任期満了をもって退任される運びとなりましたことから、新たに本町教育長として、原園修二氏を御提案申し上げたいと考えているところでございます。

御案内のとおり、これまで教育長は、町長が議会の同意を得まして、任命した教育委員の中から教育委員会が教育長を任命していたところでございますが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、町長が教育長を直接、議会の同意をいただき、任命することになったところでございます。法律の改正に基づきまして、これまでの東教育長には、教育委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとした附則を適用いたしまして、任期を全うしていただいていたところでございます。

今回の任期満了によりまして、教育長と教育委員それぞれを御提案申し上げることとなりまし

た。議会の御同意をいただきますと、これによりまして、教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織されることとなります。

続きまして、原園氏の略歴等でございます。最終学歴、主たる職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、御覧をいただきたいと思っております。原園氏は本町柘野出身で、さつま町の歴史や文化等をよく御存じの方でございます。鹿児島大学附属中学校教頭職を初めとする現場の経験のほか、教育事務所長、県教育庁義務教育課指導監などを歴任されるなど、行政経験も豊富でいらっしゃいます。略歴等には記載はございませんけれども、国語におきましては、卓越した指導力を高く評価され、県の指導主事に抜擢された経歴もお持ちで、読書指導の充実にも努められたと伺っております。また、教育事務所長時代には、大隅地域の教育力向上によります地域の魅力づくりや多くの優れた人材の育成にも努められたほか、伊敷中学校時代は、県下中学校の校長会の会長として、鹿児島県の中学校の活性化のため大いに御尽力されたと伺っております。更に、中学校再編準備委員会では、新宮之城中学校の校歌の作詞者として推薦依頼をされまして、現在、その歌詞を作成中であると伺っております。

以上、提案の理由を御説明させていただきました。議案につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重 光輝議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。ただいまの議案第39号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただいまの議案第39号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。「議案第39号 さつま町教育長の任命について」、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第39号 さつま町教育長の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第14「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命  
について」

○議長（平八重 光輝議員）

次は、日程第14「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち山内江利子氏が、平成29年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、新たに手塚千草氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

平成25年からお勤めをいただきました山内氏は、法に規定されております保護者の立場から委員の任務に当たっていただいておりますが、5月9日をもって任期満了となり、子どもさんも大きくなられたことから、委員としての任務を終了されることになりました。

次に、新たに御提案申し上げます手塚氏の略歴等でございます。最終学歴、主たる職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、御覧をいただきたいと存じます。手塚氏は、さつま町いじめ問題対策連絡協議会委員ということでもございます。小中学校にお子さんもおられまして、平成27年度にはさつま町PTA連絡協議会副会長として、PTA活動を初め、さつま町女性団体連絡協議会副会長、健康づくり推進委員など教育活動や地域活動にも熱心に取り組まれている方でございます。

以上、提案の理由を説明させていただきました。当議案につきまして御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重 光輝議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。ただいまの議案第40号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただいまの議案第40号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

---

#### △日程第15「議員派遣の件」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第15「議員派遣の件」についてを議題とします。

会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期日、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱うことにいたします。

---

#### △日程第16「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重 光輝議員）

日程第16「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重 光輝議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### △閉 会

○議長（平八重 光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年5月さつま町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時1分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会臨時議長 米 丸 文 武

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 三 浦 広 幸

さつま町議会議員 舟 倉 武 則